

## 1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

## 2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

### コース名／コース内容

#### 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

#### 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

### 支給額（1人当たり）

①有期→正規： **57万円**（42.75万円）

②無期→正規： **28.5万円**（21.375万円）

①有期→正規： **90万円**（67.5万円）

②有期→無期： **45万円**（33万円）

③無期→正規： **45万円**（33万円）

※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

### 加算措置／加算額（1人当たり）

#### 正社員化コース

■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① **9.5万円**（大企業も同額）

② **4.75万円**（大企業も同額）

人への投資

※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、

① **11万円**② **5.5万円**（大企業も同額）

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用  
**28.5万円**（大企業も同額）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父  
① **9.5万円**（大企業も同額）  
② **4.75万円**（大企業も同額）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定  
1事業所当たり **9.5万円**（7.125万円）

正社員化支援

処遇改善支援

#### 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① **3%以上5%未満**： **5万円**（3.3万円）

② **5%以上**： **6.5万円**（4.3万円）

#### 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

1事業所当たり **60万円**（45万円）

#### 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり **40万円**（30万円）

#### 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施  
※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等  
※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

(1)手当等支給メニュー **50万円**（37.5万円）（※1）

(2)労働時間延長メニュー **30万円**（22.5万円）

※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円

※令和8年3月末まで

#### 賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり **20万円**（15万円）

#### 賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円**（12.6万円）

※( )は、大企業の場合の額。

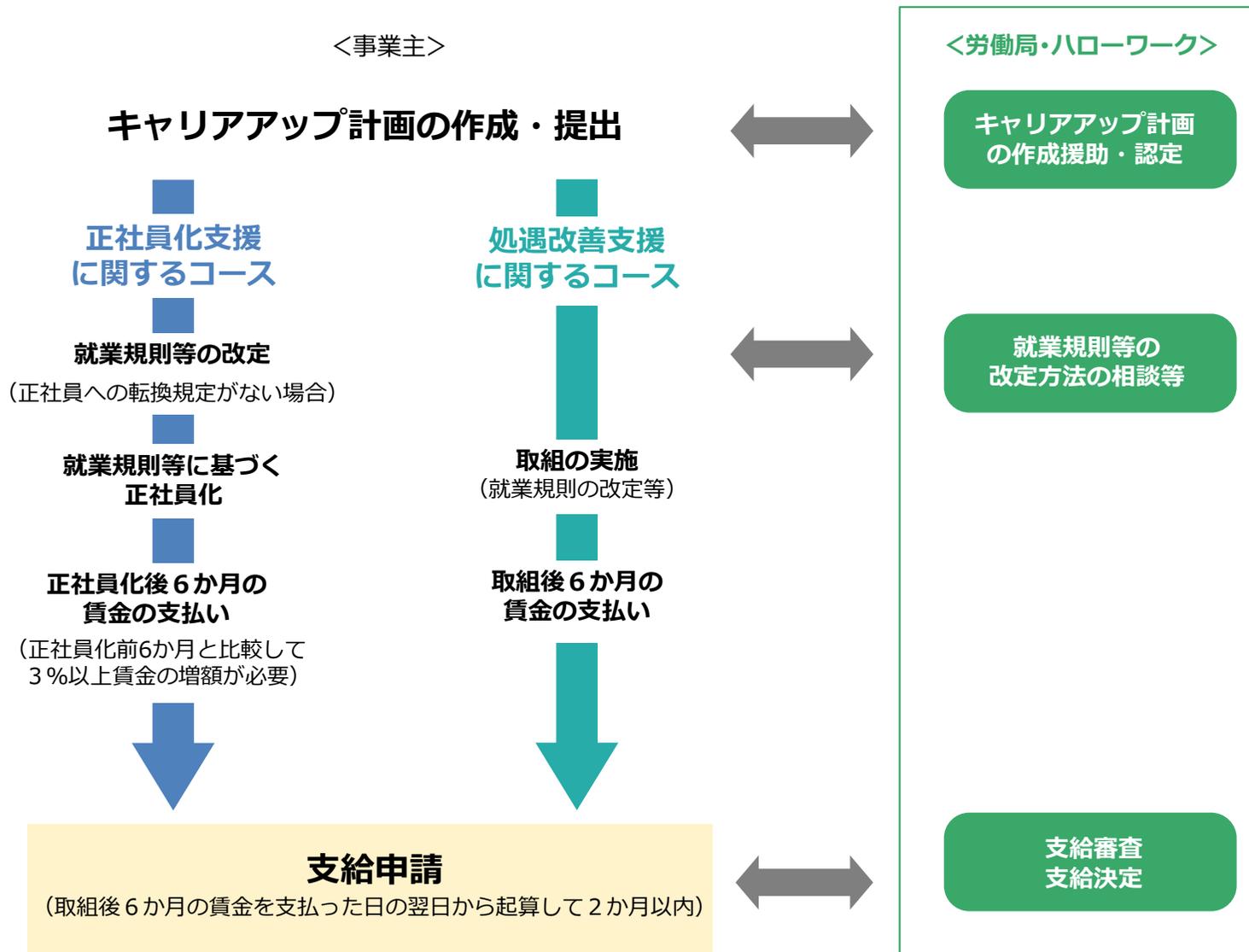
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

※左記コースのほか、令和6年3月末までは、短時間労働者労働時間延長コースによる助成23.7万円（17.8万円）を実施

# キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。